

平成30年度集団指導資料

実地指導における
主な指摘事項について

(恵那県事務所)

【目 次】

I	平成29年度実地指導の実施状況	1
II	平成29年度実地指導における主な指摘事項	1
III	平成29年度実地指導結果から	
1	各サービス共通	2
2	訪問系サービス	5
3	通所系サービス	6
4	福祉用具貸与・販売	7
5	施設サービス	8

I 平成29年度実地指導の実施状況

平成29年度に恵那県事務所が介護保険サービス事業者に対して行った実地指導の状況は、以下のとおりです。

平成29年度 介護保険実地指導事業所数

	計
(予防) 訪問介護	4
(予防) 訪問入浴介護	0
(予防) 訪問看護	4
(予防) 訪問リハビリテーション	2
(予防) 居宅療養管理指導	2
(予防) 通所介護	14
(予防) 通所リハビリテーション	2
(予防) 短期入所生活介護	0
(予防) 短期入所療養介護	10
(予防) 特定施設入居者生活介護	2
(予防) 福祉用具貸与	6
特定(予防) 福祉用具販売	6
居宅介護支援	10
介護老人福祉施設	0
介護老人保健施設	5
介護療養型医療施設	0
合 計	67

II 平成29年度実地指導における主な指摘事項

平成29年度実地指導における主な指摘事項は、別紙のとおりです。

別紙：平成29年度実地指導における主な指摘事項

Ⅲ 平成29年度実地指導結果から

1 各サービス共通

(1) 運営規程について

- 運営規程が未作成の事例がありましたので、必ず作成してください。特に、みなし事業所においてはご注意ください。
- 運営規程の内容(従業員の員数など)が実際の取扱いと異なっている事例がありました。運営規程の内容と実際の取扱いが合致するようにしてください。
なお、介護保険法施行規則に定められた事項(名称・所在地、定款、平面図、管理者、運営規程、介護サービス費の請求に関する事項等)に変更があったときは、10日以内に、その旨を県事務所福祉課に届け出てください。
- 運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」が定められていない事例がありました。運営規程に定めることが必要な事項を漏れなく定めてください。

岐阜県では、運営規程に定めることが必要な項目として、次の2つの項目を全国基準に上乗せする形で独自に定めております。

- ◎ 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- ◎ 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続

<対象サービス>

【苦情処理体制】全サービス

【身体拘束の手続】短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(2) 重要事項の説明及び同意について

- 重要事項説明書が作成されていない事例がありました。サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に重要事項説明書を交付し、懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を必ず得てください。
介護予防サービスから介護サービスに切り替わった場合等も、同様の取扱いが必要です。
- 重要事項説明書の内容（従業員の員数など）が実際の取扱いと異なっている事例がありました。運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項を確実に記載願います。

重要事項説明書の作成に当たっては、次の点にも注意願います。

- ①いつ時点のものかわかるように「平成〇年〇月〇日現在」と表記してください。
- ②運営規程の内容と整合するようにしてください。
- ③規程中に「別紙〇〇のとおり」「別に規定する〇〇」がある場合、その添付（説明）も必要です。

(3) 「重要事項の掲示」について

- 重要事項を、事業所の見やすい場所（玄関、受付等）に掲示していない事例がありましたので、最新のものを掲示してください。
なお、「運営規程」や「重要事項説明書」をそのまま壁に掲示すると、文字が小さいなどのため読みにくいことがあります。できるだけ読みやすくなるように工夫してください。
- 重要事項は、事業所・施設のホームページに掲載する等、周知に努めてください。

(4) 勤務体制の確保について

- 原則として月ごとに作成する勤務表について、従業員の常勤・非常勤の別、他の職種を兼務する場合の記載がない等の事例がありましたので、それぞれ明確に記載してください。
- 勤務表にすべての従業員が記載されていない事例がありました。従業員の勤務管理が適切に行えるよう、すべて記載してください。

(5) 会計の区分について

- 事業者は、事業所又は施設単位で経理を区分しなければなりません。区分されていない事例がありました。

介護保険サービス事業とそれ以外の事業を行っている場合や複数の介護保険サービス事業を行っている場合は、それぞれの事業ごとに経理を区分してください。

具体的には、給与は勤務時間割合により区分し、介護用品・医薬品等の材料費は各事業の消費金額により区分してください。区分が困難な場合は、延利用者数割合などの合理的な方法により按分しても差し支えありません。

2 訪問系サービス

(1) 訪問介護計画の作成について

- 訪問介護計画が作成されていない事例がありました。サービス提供責任者は、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしたうえで訪問介護計画を作成してください。

(2) 訪問看護計画の作成について

- 訪問看護計画書について、利用者の同意が得られていない事例がありました。利用者の同意を得るとともに、利用者に交付してください。

(3) 特定事業所加算の算定について

- 特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合においては、全ての訪問介護員等ごとに研修計画を作成しなければならないが、作成された研修計画が個別になっていなかった事例がありました。給付費を算定するに当たっては、その要件等を十分に確認してください。

3 通所系サービス

(1) 通所介護計画について

- 通所介護計画が、居宅サービス計画とかい離している事例がありました。通所介護計画は、既に居宅介護計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成してください。
- 通所介護計画について、サービスの提供前に利用者の同意が得られていない事例がありました。通所介護計画の作成にあたっては、サービス提供前に、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。

(2) 介護給付費の算定について

<個別機能訓練加算>

- 個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している利用者の居宅を訪問していない事例や、説明等を記録していない事例がありました。訓練開始後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録してください。

<介護職員処遇改善加算>

- 介護職員処遇改善計画などについて、全ての介護職員へ周知していない事例がありました。書面を配布または掲示するなどの方法により、確実に全ての介護職員へ周知してください。

4 福祉用具貸与・販売

(1) 福祉用具貸与計画の作成について

- 福祉用具貸与の利用者に対して、福祉用具貸与計画が作成されていない事例がありました。福祉用具専門員は、全ての利用者の福祉用具貸与計画を作成し、利用者の同意を得てください。

(2) サービス提供の記録について

- 福祉用具貸与を提供した際に、提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、居宅介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記載していない事例がありましたので、全ての項目を記録してください。
また、特定福祉用具販売を提供した際においても、その提供日、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を書面に記載し、残してください。
これらサービス提供の記録については、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供してください。

(3) 領収書の交付について

- サービスの提供に要した費用について、その支払いを受ける際は、当該支払いをした利用者に対し、領収証を交付していない事例がありましたので、領収書は交付してください。
金融機関の口座引き落としの場合についても、同様に交付してください。
また、領収証には、保険給付に係る自己負担部分と保険給付対象外サービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載してください。

5 施設サービス

(1) 施設サービス計画について

- 施設サービス計画の作成にあたり、サービス担当者会議等により原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めている事例がありましたので、意見を求めてください。
入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においても、サービス担当者会議の開催や照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。
- 施設サービス計画について、文書により入所者の同意を得ていたものの、サービス提供後であった事例がありました。サービス提供の開始前に、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得てください。

(2) 栄養マネジメント加算の算定について

- 入所日から算定していた事例がありました。入所者又は家族等に栄養ケア計画を説明し、同意を得られた日から算定してください。